

令和7年10月

クリーニング師・クリーニング事業者 各位

公益財団法人 沖縄県生活衛生営業指導センター
理事長 鈴木 洋一 (公印省略)

第2型クリーニング師研修(通信制)
第2型業務従事者講習(通信制)の実施について

拝啓 時下ますますご清祥の事とお慶び申し上げます。

標記につきまして、クリーニング業法に基づき、クリーニング師の資質の向上及び業務従事者の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図る為、「クリーニング師研修」・「業務従事者講習」を別紙 「クリーニング師研修及び業務従事者講習実施要領」のとおり実施いたします。

つきましては、受講対象者をご確認いただき令和7年12月1日までにお申し込み下さい。

記

受講対象者

クリーニング師研修 対象者

- ①クリーニング業務に従事した後1年以内の方でクリーニング師研修を受けていないクリーニング師
- ②クリーニング業務に従事した後1年以上経過し、過去3年間にクリーニング師研修を一度もを受けていないクリーニング師

業務従事者講習 対象者 ※営業者が業務従事者に受講させることが義務付けられています
※クリーニング師の資格をお持ちの方は対象ではありません。

- ①クリーニング所の開設日または無店舗取次店の営業開始日から1年以内に、業務従事者の中から5名につき1名の割合で営業者が選んだ者
(5名以下の場合は、人数にかかわらず1名)
- ② ①以降、3年を超えない期間ごとに①と同様の方法で営業者が選んだ者

※今回のご案内は、沖縄県内のクリーニング事業者に送付しておりますが、過去3年以内に当

該研修を受講したクリーニング師、過去3年以内に当該講習を受講した業務従事者が規定数

在籍している事業所につきましては、今回受講の必要はありませんので予めご了承下さい。

以上